

障害者差別解消法施行に向けた区の取り組み状況

課題	主な関係課	取組状況	内閣府基本方針に示された内容
職員対応要領の策定	総務課・職員課・障害福祉課・子育て支援課・予防対策課・庶務課・教育指導課	平成28年4月1日施行に向けて作成中。(2月定例議会報告) ★文京区対応要領(案)・【資料第1-2号】 ○パブコメ 12/15～1/13 ※障害者からの差別に関する事例の収集・結果概要【資料第2号】 ⇒対応要領には代表的な事例を反映させる。 ⇒集まった事例を参考にしながら、より具合的な障害者差別解消ガイドラインを作成する。(平成28年度中)	◎位置づけ 行政機関等が事務・事業を行うに当たり、職員が遵守すべき服務規律の一環として定められることが必要。 ◎作成手続き 障害者その他の関係者を構成員に含む会議の開催、障害者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成後は対応要領を公表しなければならない。
相談及び紛争の防止等のための体制の整備	広報課・総務課・障害福祉課・予防対策課・庶務課・教育指導課	・4月1日からの相談窓口は障害福祉課・予防対策課・障害者基幹相談支援センターを中心に検討中。 ・通常の窓口で解決できない案件に対して申立を受けるような第三者委員会の必要性について検討する。 →行政不服審査法改正に基づく体制整備との関係整理。	◎新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。 ◎地方公共団体においては、相談窓口を明確にするとともに、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより、体制を整備する。
障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課・予防対策課・福祉政策課	既存の会議体を活用しながら、設置する方向で検討中。	地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組など、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる。
職員研修・区民啓発活動	職員課・障害福祉課・予防対策課・経済課	【職員研修】平成27年度⇒管理職対象 (1月7日(木)午前10時30分～) 一般職員対象(3月実施予定) 平成28年度⇒新任研修ほか年4回を予定 【職員啓発】庁内通信の発行・パンフレット配布 【区民への啓発】区民施設へパンフレット配架・イベントでの啓発 【福祉事業所等への周知】パンフレット及び厚労省ガイドラインの送付 【企業等への啓発】機関紙への掲載や関係団体会議での周知 (経済課と調整中)	◎行政機関等における職員に対する研修 ◎地域住民に対する啓発活動 ・ポスター、パンフレット、シンポジウム等の周知・啓発活動 ・障害のある児童生徒に対するインクルーシブ教育の推進、障害のない児童生徒の保護者に対する働きかけ ・国においては GH 等障害者関連施設の認可等に際して周辺住民の同意を求める必要がないことの周知。地方公共団体はそのことに留意しつつ、住民の理解を得るために積極的な啓発活動。
環境の整備	全庁(主に①バリアフリー化・②窓口対応・③情報のアクセシビリティの3分野)	・全庁アンケートにより、各課の対応状況等を取りまとめ中。 ・全庁的な取り組みは、アンケート調査の状況を踏まえ、来年度以降、検討する。	不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。
条例の制定	総務課・障害福祉課・予防対策課	各検討課題の検討状況を踏まえて、条例の制定が必要か今後検討する。	地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。)については引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されることはなく、障害者にとって身近な地域において、条例の制定も含めた障害者差別を解消する取組の推進が望まれる。